

交野市介護保険条例の一部を改正する条例

交野市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「平成30年度から平成32年度」を「平成31年度」に、「29,160円」を「24,120円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る第1項第2号に該当する者の平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、40,200円とする。

4 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る第1項第3号に該当する者の平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、46,680円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。